

川越市ファミリー・サポート・センター会則

(目的)

第1条 この会則は、川越市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）が行う事業の運営に必要な事項を定め、センターが、地域において育児の援助活動を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を組織化し、相互援助活動（以下「援助活動」という。）を適正に実施することができるような環境整備を図ることにより、地域における子育て支援を推進することを目的とする。

(名称等)

第2条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 川越市ファミリー・サポート・センター
- (2) 所在地 川越市小仙波町2丁目50番地2（川越市総合福祉センター内）
（センターの業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員、依頼会員（以下「会員」という。）の募集、登録、その他会員組織に関する業務
 - (2) 会員相互による育児の援助活動の調整業務
 - (3) 会員に対して相互援助に必要な知識等を習得するために行う講習会に関する業務
 - (4) 会員間の交流に関する業務
 - (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
 - (6) センターの広報に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務
- 2 センターに代表者を置き、川越市社会福祉協議会理事長をもってこれに充てる。
- 3 援助活動の円滑な実施を図るため、センターにアドバイザーを置く。アドバイザーは、第1項の各号に定める業務を行う。
- 4 センターの窓口業務は、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日を除く。

(会員)

第4条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。

- 2 提供会員は、川越市内に在住し、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有した原則として20歳以上の者とする。

- 3 依頼会員は、川越市内に在住又は在勤し、援助活動に理解のある、生後3カ月から小学校6年生までの子ども（以下「子ども」という。）と同居している者とする。
- 4 会員は、相互に援助活動を行う。
- 5 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。
- 6 提供会員は、援助活動の安全を図るため、センターが主催又は推薦する講習等に参加するなど、研鑽に努めなければならない。

（入会等）

- 第5条 会員として入会しようとする者は、川越市ファミリー・サポート・センターに入会申込書（様式第1号）を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 提供会員は、入会に際して、センターの実施する講習会を受講しなければならない。
 - 3 センターは、第1項の規定による承認を受けた提供会員に対し、川越市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第2号）を発行するものとする。
 - 4 会員は、入会申込書記載事項に変更が生じたときは、すみやかにセンターに連絡しなければならない。

（会員の心得）

- 第6条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
 - (2) 援助活動は会員同士の合意により決定し、相互の責任と信頼関係のもとに行うこと。援助活動中に事故が起きた場合は、原則として、当事者間で解決すること。
 - (3) 援助活動により知り得た個人又は家庭の事情等を他人に漏らしたり、プライバシーを侵害してはならない。退会後においても同様とすること。
 - (4) 会員に対し、物品のあっせん、販売、勧誘等の行為をしないこと。
 - (5) 会員に対し、宗教団体の活動及び政党の宣伝活動の行為をしないこと。
 - (6) その他第1条に定める目的に反する行為を行わないこと。

（退会）

- 第7条 会員が退会しようとするときは、センターにその旨を申し出ることとする。
- 2 提供会員は、退会に際して、第5条第3項の規定により発行された会員証を返還するものとする。

（会員登録抹消）

- 第8条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、その会員登録を抹消することができる。
- (1) この会則に違反した場合

- (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えた場合
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められる場合
- (4) その他、会員としてふさわしくない行為があった場合
(保険加入及び対応)

第9条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定する傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 援助活動中の事故等に対しては、前項の保険の範囲内で補償を行うものとする。
- 3 第1項の保険の加入に係る費用については、センターが負担するものとする。
- 4 提供会員は、援助活動中に事故が生じたときは、事態に応じた処置を取ると同時に、依頼会員及びセンターに報告しなければならない。
(損害の賠償)

第10条 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。
(援助活動の内容)

第11条 援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育室（以下「保育所等」という。）の開始時刻前まで又は終了時刻後に子どもを預かること。
 - (2) 保育所等と援助活動を行う場所との間の子どもの送迎を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、依頼会員の育児を支援するために子どもを預かること。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。ただし、会員間で合意がある場合は、この限りでない。
 - 3 子どもを宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。
(援助時間)

第12条 提供会員による援助活動の時間は、原則として午前7時から午後7時までとする。ただし、会員間で合意がある場合はこの限りでない。

- 2 援助活動は、1時間に満たない場合でも1時間とみなす。ただし、1時間を超える場合、30分未満は30分、30分以上は1時間とする。
- 3 援助活動は、次の各号に掲げる範囲をいうものとする。
 - (1) 子どもを提供会員の家庭において預かる場合は、提供会員が預かったときから依頼会員が子どもを迎えにきたときまで
 - (2) 送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから保育所等へ送り届けたときまで、又は提供会員が子どもを保育所等で預かったときから依頼会員等へ引き渡したときまで

(援助活動の実施方法)

- 第 13 条 援助を必要とする場合は、依頼会員がセンターに申込みをするものとする。
- 2 アドバイザーは、前項の規定による申込みを受けたときは、依頼会員が希望する援助活動の内容、日程等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。
 - 3 アドバイザーは、原則として援助活動開始前に提供会員と依頼会員との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。
 - 4 アドバイザーは、前項の調整を行ったときは、事前打合せ票(様式第3号)にその内容を記録するものとする。
 - 5 提供会員は、援助活動を実施したときは、川越市ファミリー・サポート・センター援助活動報告書(様式第4号)に内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 6 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を、翌月の5日までにセンターへ提出しなければならない。

(報酬等)

- 第 14 条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了後、別に定める基準に従って報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

(雑則)

- 第 15 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。